

○狛江市まちづくり条例施行規則

平成15年9月5日規則第43号

改正

平成16年9月30日規則第35号  
平成18年3月31日規則第20号  
平成19年3月30日規則第17号  
平成20年3月28日規則第4号  
平成22年3月31日規則第13号  
平成24年3月28日規則第18号  
平成24年5月1日規則第34号  
平成25年10月17日規則第80号  
平成26年4月9日規則第21号  
平成26年7月29日規則第40号  
平成29年3月31日規則第43号

狛江市まちづくり条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 地区のまちづくり及びテーマ型まちづくり（第4条—第15条）

第3章 開発等事業（第16条—第41条）

第4章 雑則（第42条—第47条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、狛江市まちづくり条例（平成15年条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（様式）

第2条 条例及びこの規則に規定する様式は、別表第1に掲げるところによる。

（近隣住民の範囲）

第3条 条例第2条第4号に規定する規則で定める近隣住民の範囲は、別表第2に定めるところによる。

第2章 地区のまちづくり及びテーマ型まちづくり

（地区まちづくり協議会の認定申請）

第4条 条例第14条第1項の規定により地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の認定を受けようとする地区住民は、地区まちづくり協議会認定申請書に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

（地区まちづくり協議会の認定要件）

第5条 条例第14条第1項第3号に規定する相当数とは、同意者が地区の一部に偏ることなく、区域全体の概ね10分の1以上とする。

2 条例第14条第1項第4号に規定するその他規則で定めることとは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 協議会の活動目的が条例第14条第1項の目的に適合していること。
  - (2) 代表者、会計等役員の定めがあること。
  - (3) 構成員が地区住民であり、区域全体から参加していること。
  - (4) 会則の定めがあること。
- 3 市長は、協議会を認定するときは、狛江市まちづくり委員会（以下「委員会」という。）の意見を尊重し、同意者数及び協議会の内容等により総合的に判断するものとする。

（地区まちづくり協議会の認定の告示）

第6条 市長は、協議会を認定したときは、協議会に対し地区まちづくり協議会認定通知書を交付するとともに、その旨を告示しなければならない。

- 2 協議会は、第4条の規定により提出した書類で認定要件に関する部分に変更が生じたときは、地区まちづくり協議会変更届を市長に提出しなければならない。
- 3 協議会は、協議会を解散しようとするときは、地区まちづくり協議会解散届を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、協議会が条例第14条第1項及び前条に該当しないと認めるときは、狛江市まちづくり委員会の意見を聴き、協議会の認定を取り消すものとする。
- 5 市長は、第2項及び第3項の届出があったとき又は前項の取消しを行ったときは、その旨を告示しなければならない。

（地区まちづくり協議会への支援）

第7条 条例第14条第3項に規定する協議会への支援は、次の各号に掲げるものうち市長が必要と認めるものとする。

- (1) 運営費及び活動に要する経費の助成
  - (2) まちづくりに関する情報の提供
  - (3) まちづくりに関する専門家の派遣
  - (4) その他市長が必要と認めるもの
- 2 市長は、必要に応じて、協議会の活動について中間審査を行うことができる。

（地区まちづくり計画の提案）

第8条 条例第15条に規定する地区まちづくり計画の素案の提案は、地区住民の概ね2分の1以上の賛同を得て行うものとする。

- 2 協議会は、前項の提案をするときは、地区まちづくり計画提案書に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

（地区まちづくり計画の否認）

第9条 市長は、条例第16条第1項又は第18条第3項に基づき地区まちづくり計画を決定することが適当でないとき認めるときは、地区まちづくり計画否認通知書に理由を付して協議会に通知するとともに、その旨を告示しなければならない。

（地区まちづくり計画の縦覧）

第10条 条例第19条第3項に規定する地区まちづくり計画の縦覧は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により、当該地区まちづくり計画の変更又は廃止ま

で行うものとする。

- (1) 計画の内容
- (2) 計画の区域

(地区まちづくり準備会の支援の申請)

第11条 条例第21条第2項の規定により支援を受けようとする地区まちづくり準備会（以下「準備会」という。）は、地区まちづくり準備会支援申請書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(地区まちづくり準備会への支援)

第12条 市長は、前条の申請を受け、準備会が次の各号に該当すると認めたときは、当該準備会に対し支援を行うものとする。

- (1) 構成員が3人以上であること。
- (2) 代表者、会計等役員の定めがあること。
- (3) 活動の目的及び方針が地区のまちづくりに有効であること。

2 前項の規定により行う支援は、次の各号に掲げるもののうち市長が必要と認めるものとする。

- (1) 運営費及び活動に要する経費の助成
- (2) まちづくりに関する情報の提供
- (3) まちづくりに関する専門家の派遣
- (4) その他市長が必要と認めるもの

3 市長は、準備会に対し支援を行うことを決定したときは、地区まちづくり準備会支援決定通知書により当該準備会に通知するものとする。

4 準備会に対する支援の期間は、2年以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、期間を延長することができる。

(テーマ型まちづくり協議会への支援の申請)

第13条 条例第23条第2項に規定する支援を受けようとするテーマ型まちづくり協議会（以下「テーマ型協議会」という。）は、テーマ型まちづくり協議会支援申請書に構成員名簿及び役員名簿を添えて、市長に提出しなければならない。

2 テーマ型協議会は、前項による申請を単年度ごとに行うものとし、市長が指定する期間内に提出しなければならない。

(テーマ型協議会への支援)

第14条 市長は、前条の申請を受けたときは、公開審査の方法で委員会の意見を聴き支援について決定するものとする。

2 テーマ型協議会への支援は、次の各号に掲げるもののうち必要なものとする。

- (1) 運営費及び活動に要する経費の助成
- (2) まちづくりに関する情報の提供
- (3) まちづくりに関する専門家の派遣

(テーマ型まちづくり活動の成果の提案)

第15条 テーマ型協議会は、条例第24条第1項に規定するテーマ型まちづくり活動の成果の提案をするときは、テーマ型まちづくり活動成果提案書に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の提案があったときは、条例第24条第2項及び第3項に定めるほか、必要に応じ関係機関への周知に努めるものとする。

### 第3章 開発等事業

(開発等事業の適用範囲)

第16条 条例第25条第3号に規定する環境に著しい影響を与えるおそれのある土地利用の変更及び工作物の設置等の範囲は、別表第3に定めるところによる。

(開発等事業の届出)

第17条 条例第26条に規定する開発等事業の届出は、開発等事業届出書に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(標識板の設置)

第18条 条例第27条第1項の規定により設置する標識板は、開発等事業標識板とし、敷地内の近隣住民から見やすい場所に事業の完了又は廃止まで設置するものとする。

2 事業者は、条例第25条第2号に規定する事業を行おうとするときは、前項の標識板に代えて、東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和53年東京都条例第64号）第5条の規定に基づく標識に説明会に関する事項を加えて用いることができる。

3 条例第27条第2項に規定する標識板設置の報告は、標識板設置報告書に必要な書類を添えて標識板設置後速やかに市長に提出するものとする。

(説明会の開催)

第19条 事業者は、条例第28条第1項に規定する説明会を行うときは、別表第4に定める最低説明事項のほか、近隣住民との合意形成に必要な事項について可能な限り説明するものとする。

2 前項の説明会を開催しようとするときは、あらかじめ近隣住民に対しその旨を通知するものとする。この場合において、近隣住民以外の者の参加を拒んではならない。

3 前項の規定による通知は、近隣住民のうち住所を有する者及び事業を営む者へは、遅くとも3日前までに行わなければならない。

(事前協議申請書)

第20条 事業者は、条例第29条第1項の規定により事前協議申請書（以下「申請書」という。）を提出するときは、条例第25条第1号に該当する行為については別表第5に、同条第2号に該当する行為については別表第6に、同条第3号に該当する行為のうち土地利用の変更については別表第7に、工作物の設置については別表第8に掲げる図書をそれぞれ添付するものとする。

(各課協議)

第21条 市長は、申請書を受理したときは、原則として受理後14日以内に協議事項を確認するための会議を開催するものとする。

2 市長と事業者は、条例第29条第1項に規定する協議で決定した内容について、開発等事業に係る各課協議書を取り交わすものとする。

3 条例第29条第1項に規定する協議の担当課は、次の表に掲げるとおりとする。

協議事項	担当部署
総合窓口	都市建設部まちづくり推進課
道路及び交通安全に関すること。	都市建設部道路交通課
官民境界に関すること。	都市建設部道路交通課
環境及び自然保護並びに緑化施策に関すること。	環境部環境政策課
公園及び緑地に関すること。	環境部環境政策課
下水道に関すること。	環境部下水道課
清掃に関すること。	環境部清掃課
防犯及び防災に関すること。	総務部安心安全課
埋蔵文化財に関すること。	教育部社会教育課
福祉に関すること。	福祉保健部地域福祉課
住民基本台帳及び住居表示に関すること。	市民生活部市民課
大規模小売店舗の出店に関すること。	市民生活部地域活性課
保育所等の整備に関すること。	児童青年部児童青少年課
学校施設等の整備及び通学路の安全確保に関すること。	教育部学校教育課

4 前項に掲げるもののほか市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(開発等事業に対する意見及び回答の縦覧)

第22条 条例第30条第5項に規定する事業意見書及び事業回答書の写しの縦覧は、狛江市情報公開条例（平成12年条例第6号。以下「情報公開条例」という。）

第9条の規定による非公開情報を消去した当該書面の写しにより、事業協定締結まで行うものとする。

(事前協議報告書)

第23条 条例第31条第1項の規定により縦覧に供する事前協議報告書は、事前協議報告書及び事業協定の案とする。

(報告書に対する意見書及び回答書の縦覧)

第24条 条例第32条第3項に規定する協議意見書及び協議回答書の写しの縦覧は、情報公開条例第9条の規定による非公開情報を消去した当該書面の写しにより、

2週間行うものとする。

(協定)

第25条 条例第34条第2項に規定する事業協定の縦覧は、当該事業協定の写しにより、当該開発等事業の完了、変更又は廃止まで行うものとする。

(着手届)

第26条 条例第37条の規定により提出する着手届は、着手届に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 案内図

(2) 工程表

(開発等事業の変更)

第27条 条例第38条第1項に規定する軽微な変更は、別表第9に定めるものとする。

2 条例第38条第1項ただし書の規定により提出する開発等事業変更届は、開発等事業変更届に事業計画書及び第20条により提出した別表第5から別表第8までに掲げる図書のうち変更に係るものを添付するものとする。

3 市長は、条例第38条第3項の規定により事業協定を変更するときは、必要に応じ、変更内容について、事業者と協議するものとする。変更内容に関する協議については、第21条の規定を準用する。

(開発等事業の取下げ)

第28条 事業主は、条例第26条により届出書を提出した開発等事業を廃止するときは、取下書を提出するものとする。

(完了届)

第29条 条例第39条の規定により提出する完了届は、完了届に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の届出を受理したときは、内容を確認し、条例第40条に規定する検査を行う必要がないと認めるときは、開発等事業確認書を事業者に交付するものとする。

(完了検査)

第30条 市長は、条例第40条に規定する検査を行い事業協定の内容に適合していると認めるときは、検査済証を事業者に交付するものとする。

2 市長は、条例第40条の規定による検査(以下「完了検査」という。)を行うときは、あらかじめ事業者に通知するものとする。

(大規模開発等事業構想の届出)

第31条 条例第44条第2項の規定により提出する大規模開発等事業構想届出書は、大規模開発等事業構想届出書に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(大規模開発等事業構想の標識板の設置)

第32条 条例第46条第1項の規定により設置する標識板は、大規模開発等事業構想標識板とし、敷地内の近隣住民から見やすい場所に条例第27条第1項の規定により設置する標識板の設置又は事業の廃止まで設置するものとする。

2 条例第46条第2項の規定による標識板設置の報告は、大規模開発等事業構想標識板設置報告書に必要な書類を添えて標識板設置後速やかに市長に提出するものとする。

(大規模開発等事業構想の説明会の開催の通知等)

第33条 条例第47条第1項に規定する説明会の開催の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 大規模開発等事業構想の名称及びその開発区域
- (2) 事業者名等
- (3) 説明会の開催の日時及び場所

2 前項の通知には、大規模開発等事業構想に関する次に掲げる書類を添付する

ものとする。

- (1) 案内図
- (2) 土地利用構想図（施設の配置など基本事項を示す図面）
- (3) 事業構想概要書
- (4) その他市長が認めるもの

（大規模開発等事業構想の説明会の開催の報告）

第34条 条例第47条第3項に規定する説明会の開催の報告は、大規模開発等事業構想説明会開催報告書の提出により行うものとする。

（大規模開発等事業構想協議）

第35条 事業者は、条例第49条第1項の規定により大規模開発等事業構想協議申請書を提出するときは、別表第10に掲げる図書を添付するものとする。

（各課協議）

第36条 市長は、大規模開発等事業構想協議申請書を受理したときは、原則として受理後14日以内に当該大規模開発等事業に関係する担当課において協議を行うものとする。

- 2 市長と事業者は、前項に規定する協議で決定した内容について、大規模開発等事業に係る各課協議書を取り交わすものとする。

（大規模開発等事業構想協議書案の縦覧）

第37条 条例第49条第3項に規定する大規模開発等事業構想協議書の案の縦覧は、情報公開条例第9条の規定による非公開情報を消去した当該書面の写しにより、2週間行うものとする。

（大規模開発等事業構想の変更）

第38条 条例第50条第1項の規定による大規模開発等事業構想の変更の届出は、大規模開発等事業構想変更届に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

（大規模開発等事業構想の取下げ）

第39条 事業主は、条例第44条第2項の規定により届出書を提出した大規模開発等事業構想を廃止するときは、取下書を提出するものとする。

（大規模開発等事業構想手続完了通知書）

第40条 条例第51条に規定する通知書は、大規模開発等事業構想手続完了通知書とする。

（小規模開発等事業の届出等）

第41条 条例第52条第2項の規定により提出する小規模開発等事業届出書は、小規模開発等事業届出書に必要な書類を添えて市長に提出することとする。

- 2 条例第52条第3項の規定により設置する標識板は、小規模開発等事業標識板とし、敷地内の近隣住民から見やすい場所に事業の完了又は廃止まで設置するものとする。

#### 第4章 雑則

（一団の土地において2以上の開発等事業等を行う場合の期間の算定）

第42条 条例第57条第2号の期間は、当該同一の事業とみなす事業のうち、先に行われた開発等事業、大規模開発等事業又は小規模開発等事業（以下「開発等

事業等」という。) についての第30条の検査済証の交付日又は条例第54条の適合通知書の交付日の翌日から後に行われる開発等事業等の条例第26条の開発等事業届出書又は条例第52条第2項の小規模開発等事業届出書の提出日までの期間が3年を超えなければならない。この場合において、条例第44条第2項の大規模開発等事業構想届出書の提出を行う場合は、先に行われた開発等事業等についての第30条の検査済証の交付日又は条例第54条の適合通知書の交付日の翌日から後に行われる大規模開発等事業についての条例第44条第2項の大規模開発等事業構想届出書の提出日までの期間をいうものとする。

(地位の承継)

第43条 条例第59条第1項から第3項までの規定により地位を承継する者は、地位承継届に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

2 承継者は、前項の届出の提出から7日以内に敷地内の近隣住民から見やすい場所に地位承継標識板を2週間設置するものとする。

(勧告)

第44条 条例第61条に規定する勧告は、勧告書により行うものとする。

(公表)

第45条 市長は、条例第62条第1項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ公表通知書(以下「通知書」という。)を事業者へ送付しなければならない。

2 事業者は、前項の通知書の送付を受け意見を有するときは、当該通知書の到達の日から2週間以内に意見を記載した書面を市長に提出することができる。

3 条例第62条第1項の規定による公表は、次の各号に掲げる事項を、市掲示板、広報紙、ホームページその他市長が適当と認める方法で掲示するものとする。

(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 開発等事業の位置

(3) 違反の事実

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(命令)

第46条 条例第63条に規定する命令は、命令書により行うものとする。

(委任)

第47条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

付 則 (平成16年9月30日規則第35号)

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

2 改正前の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の調整を加え、なお使用することができる。

付 則 (平成18年3月31日規則第20号)



- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の調整を加え、なお使用することができる。

付 則（平成19年3月30日規則第17号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の調整を加え、なお使用することができる。

付 則（平成20年3月28日規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成22年3月31日規則第13号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成24年3月28日規則第18号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成24年5月1日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年10月17日規則第80号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成26年4月9日規則第21号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の狛江市まちづくり条例施行規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

付 則（平成26年7月29日規則第40号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、既に届出がされた開発事業等については、なお従前の例による。

付 則（平成29年3月31日規則第43号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の規定により作成した様式で、様式が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1（第2条関係）

様式

文書の種類	関係条項	様式番号
地区まちづくり協議会認定申請書	条例第14条・第4条	第1号様式
地区まちづくり協議会認定通知書	第6条第1項	第2号様式
地区まちづくり協議会変更届	第6条第2項	第3号様式
地区まちづくり協議会解散届	第6条第3項	第4号様式
地区まちづくり計画提案書	条例第15条・第8条第2項	第5号様式
地区まちづくり計画否認通知書	第9条	第6号様式
地区まちづくり準備会支援申請書	第11条	第7号様式

地区まちづくり準備会支援決定通知書	第12条第3項	第8号様式
テーマ型まちづくり協議会支援申請書	第13条第1項	第9号様式
テーマ型まちづくり活動成果提案書	条例第24条第1項・第15条第1項	第10号様式
開発等事業届出書	条例第26条・第17条	第11号様式
開発等事業標識板	条例第27条第1項・第18条第1項	第12号様式
標識板設置報告書	条例第27条第2項・第18条第3項	第13号様式
事前協議申請書	条例第29条第1項・第20条	第14号様式
説明会報告書	条例第29条第1項・第20条	第14号の2様式
事業計画書	条例第29条第1項・第20条	第14号の3様式
開発等事業に係る各課協議書	第21条第2項	第15号様式
事前協議報告書	条例第31条第1項・第23条	第16号様式
着手届	条例第37条・第26条	第17号様式
開発等事業変更届	条例第38条第1項・第27条第2項	第18号様式
取下書	第28条・第39条	第19号様式
完了届	条例第39条・第29条第1項	第20号様式
開発等事業確認書	第29条第2項	第21号様式
検査済証	第30条第1項	第22号様式
大規模開発等事業構想届出書	条例第44条第2項・第31条	第23号様式
事業構想概要書	条例第44条第2項・第31条	第23号の2様式
大規模開発等事業構想標識板	条例第46条第1項・第32条第1項	第24号様式
大規模開発等事業構想標識板設置報告書	条例第46条第2項・第32条第2項	第25号様式
大規模開発等事業構想説明会開催報告書	条例第47条第3項・第34条	第26号様式
大規模開発等事業構想協議申請書	条例第49条第1項・第35条	第27号様式
大規模開発等事業に係る各課協議書	第36条第2項	第28号様式
大規模開発等事業構想協議書	条例第49条第2項	第29号様式
大規模開発等事業構想変更届	条例第50条第1項・第38条	第30号様式
大規模開発等事業構想手続完了通知書	条例第51条・第40条	第31号様式
小規模開発等事業届出書	条例第52条第2項・第41条第1項	第32号様式

小規模開発等事業標識板	条例第52条第3項・第41条第2項	第33号様式
小規模開発等事業適合通知書	条例第54条	第34号様式
事前協議対象事業認定通知書	条例第55条第2項	第35号様式
地位承継届	条例第59条第1項から第3項まで・第43条第1項	第36号様式
地位承継標識板	条例第59条第4項・第43条第2項	第37号様式
勧告書	条例第61条・第44条	第38号様式
公表通知書	条例第62条第1項・第45条第1項	第39号様式
命令書	条例第63条・第46条	第40号様式

別表第2（第3条関係）

近隣住民の範囲

開発等事業の区分		近隣住民の範囲
条例第25条第1号に規定する行為	事業区域の面積が1,000平方メートル（以下「m <sup>2</sup> 」と表示する。）未満の場合	事業区域の境界からの水平距離20メートル（以下「m」と表示する。）の範囲内において住所を有する者、事業を営む者、土地を所有する者又は建物の全部若しくは一部を所有する者（以下「住所を有する者等」という。）
	事業区域の面積が1,000m <sup>2</sup> 以上3,000m <sup>2</sup> 未満の場合	次のいずれかに該当する者をいう。 （1）事業区域の境界からの水平距離20mの範囲内において住所を有する者等 （2）工事車両が通行する幅員6m未満の道路の沿道において住所を有する者及び事業を営む者
	事業区域の面積が3,000m <sup>2</sup> 以上の場合	次のいずれかに該当する者をいう。 （1）事業区域の境界からの水平距離50mの範囲内において住所を有する者等 （2）工事車両が通行する幅員6m未満の道路の沿道において住所を有する者及び事業を営む者
条例第25条第2号に規定する行為	延べ床面積が1,000m <sup>2</sup> 未満の場合	建築物の敷地境界からの水平距離が当該建築物の高さの2倍の範囲内において住所を有する者等
	延べ床面積が1,000m <sup>2</sup> 以上3,000m <sup>2</sup> 未満の場合	次のいずれかに該当する者をいう。 （1）建築物の敷地境界からの水平距離が当該建築物の高さの2倍の範囲内において住所を有する者等

		(2) 工事車両が通行する幅員 6 m 未満の道路の沿道において住所を有する者及び事業を営む者
	延べ床面積が 3,000 m <sup>2</sup> 以上の場合	次のいずれかに該当する者をいう。 (1) 建築物の敷地境界からの水平距離が当該建築物の高さの 2 倍又は 50m のうち大きい範囲内において住所を有する者等 (2) 工事車両が通行する幅員 6 m 未満の道路の沿道において住所を有する者及び事業を営む者
条例第 25 条第 3 号に規定する行為	土地利用の変更の場合	当該土地の境界からの水平距離が 20m の範囲内において住所を有する者等
	工作物の設置の場合	当該工作物を設置する土地の境界からの水平距離が当該工作物の高さの 2 倍の範囲内において住所を有する者及び事業を営む者
条例第 44 条第 1 項各号に該当する行為		建築物の敷地境界からの水平距離が当該建築物の高さの 2 倍の範囲内において住所を有する者等

別表第 3 (第 16 条関係)

土地利用の変更及び工作物の設置等の範囲

区分	内容	規模
土地利用の変更等	宅地（現状と異なる主要用途（建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）に定めるもの）への変更を含む。）	区域面積 500m <sup>2</sup> 以上
	駐車場	区域面積 500m <sup>2</sup> 以上又は 40 台以上
	墓所	区域面積 500m <sup>2</sup> 以上
	廃棄物施設（中間処理施設を含む。）	区域面積 500m <sup>2</sup> 以上
	動物飼育施設	区域面積 500m <sup>2</sup> 以上
	電力施設	区域面積 500m <sup>2</sup> 以上
工作物の設置等	建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 138 条第 1 項各号に該当するもの	建築基準法施行令の例による
その他	市長が特に必要と認めたもの	

別表第 4 (第 19 条関係)

最低説明事項

開発等事業の区分	最低説明事項
----------	--------

条例第25条第1号に規定する行為		1 位置 2 区域 3 事業内容（事業面積，切土盛土に関する事，道路に関する事，区画数，区画割，最大最小区画面積） 4 工事車両経路 5 工事期間 6 事業者 7 工事施行者 8 事業者及び工事施行者の連絡先 9 地域環境への貢献
条例第25条第2号に規定する行為		1 位置 2 区域 3 事業内容（事業面積，建物用途，建築物の規模，配置，戸数，一戸あたり面積，計画人口，空地及び緑化に関する事，日影に関する事。） 4 工事車両経路 5 工事期間 6 事業者 7 工事施行者 8 事業者及び工事施行者の連絡先 9 地域環境への貢献 10 管理に関する事。
条例第25条第3号に規定する行為	土地利用の変更の場合	1 位置 2 区域 3 事業内容（事業面積，事業内容，建築物に関する事，工作物に関する事。） 4 工事車両経路 5 工事期間 6 事業者 7 工事施行者 8 事業者及び工事施行者の連絡先 9 地域環境への貢献
	工作物の設置の場合	1 位置 2 区域 3 事業内容（事業面積，工作物の内容，規模） 4 工事車両経路 5 工事期間 6 事業者 7 工事施行者 8 事業者及び工事施行者の連絡先 9 地域環境への貢献

別表第5（第20条関係）

事前協議申請書添付図書（条例第25条第1号に該当する行為のうち，宅地に係る行為）

種 類	提出部数
事業計画書	11部
説明会報告書	2部
委任状（ただし，事業主が手続を行う場合は除く。）	2部
位置図（案内図）	11部
区域図（公図の写し）	5部
現況図（既存樹木を表示したもの）	5部
求積図	11部
土地利用計画図	11部
排水施設平面図，断面図	4部
給水施設平面図	4部

浸透量計算書	3部
外構, 植栽図	5部
工事車両通行経路図	4部
登記事項証明書 (全部事項証明書)	1部
印鑑登録証明書	1部
代表者事項証明書 (事業者が法人の場合)	1部

別表第6 (第20条関係)

事前協議申請書添付図書 (条例第25条第2号に該当する行為)

種 類	提出部数
事業計画書	11部
説明会報告書	2部
委任状 (ただし, 事業主が手続を行う場合は除く。)	2部
位置図 (案内図)	11部
区域図 (公図の写し)	5部
既存建物配置図 (既存樹木を表示したもの)	3部
実測図 (求積図)	3部
配置図	11部
各階平面図	5部
延べ床面積表	2部
排水施設平面図	5部
給水施設平面図	5部
立面図	3部
日影図	2部
浸透量計算書	3部
外構, 植栽図	5部
工事車両通行経路図	4部
登記事項証明書 (全部事項証明書)	1部
印鑑登録証明書	1部
代表者事項証明書 (事業者が法人の場合)	1部

別表第7 (第20条関係)

事前協議申請書添付図書 (条例第25条第3号に該当する行為のうち宅地に係る行為を除く土地利用の変更)

種 類	提出部数
事業計画書	11部
説明会報告書	2部
委任状 (ただし, 事業主が手続を行う場合は除く。)	2部
位置図 (案内図)	11部

区域図（公図の写し）	5部
現況図（既存樹木を表示したもの）	5部
土地利用計画図	11部
各階平面図（建築行為の場合）	5部
延べ床面積表（建築行為の場合）	2部
排水施設平面図（建築行為の場合）	4部
立面図（建築行為の場合）	3部
日影図（建築行為の場合）	2部
浸透量計算書（建築行為の場合）	3部
外構，植栽図	5部
工事車両通行経路図	4部
登記事項証明書（全部事項証明書）	1部
印鑑登録証明書	1部
代表者事項証明書（事業者が法人の場合）	1部

別表第8（第20条関係）

事前協議申請書添付図書（条例第25条第3号に該当する行為のうち工作物の設置）

種 類	提出部数
事業計画書	11部
説明会報告書	2部
委任状（ただし，事業主が手続を行う場合は除く。）	2部
位置図（案内図）	11部
区域図（公図の写し）	5部
現況図	5部
設計図	11部
立面図	4部
工事車両通行経路図	4部
登記事項証明書（全部事項証明書）	1部
印鑑登録証明書	1部
代表者事項証明書（事業者が法人の場合）	1部

別表第9（第27条関係）

軽微な変更

開発等事業の区分	内 容
条例第25条第1号に規定する行為	都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第28条の4各号に該当するもの
条例第25条第2号に規定する行為	建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第3条の2第1項各号に該当するもの

条例第25条第3号に規定する行為	土地利用の変更	規模が減少するもの
	工作物の設置	

別表第10（第35条関係）

大規模開発等事業構想協議申請書添付図書

種 類	提出部数
事業計画書	10部
説明会報告書	2部
位置図（案内図）	10部
区域図（公図の写し）	5部
土地利用構想図（施設の配置など基本事項を示す図面）	10部
事業構想概要書	10部
委任状	2部
印鑑登録証明書	1部
代表者事項証明書（事業者が法人の場合）	1部
その他市長が必要と認める書類	市長が必要と認める部数

備考

土地利用構想図に代えて、設計図を添付することは可とする。

第1号様式から第40号様式まで（省略）